

令和4年6月議会定例会 会議録

公立岩瀬病院企業団

令和4年6月公立岩瀬病院企業団議会定例会会議録

令和4年6月27日（月曜日） 午後2時00分 開議

議事日程第1号

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 報告第1号 令和3年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算の繰越しについて

第4 報告第2号 令和3年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算継続費の繰越しについて

第5 議案第5号 公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

出席議員（10名）

1番 溝井光夫	2番 荒井裕子	3番 大内康司	4番 鈴木洋二
5番 小山克彦	6番 大和田宏	7番 浜尾一美	8番 渡邊達雄
9番 大河原正雄	10番 石堂正章		

遅参通告議員

欠席議員

説明のため出席した者

企業長	宗形 充	院長	土屋貴男
院長代行	大谷 弘	副院長兼看護部長	伊藤恵美
事務長	塩田 卓	参事兼医事課長	有賀直明
総務課長	續橋彰夫		

午後2時00分 開会

○議長（石堂正章君）

皆さん、こんにちは。

ただ今より令和4年6月公立岩瀬病院企業団議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

出席議員は定足数に達しております。

本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

次に、諸般の報告をいたします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書が、提出されております。

印刷の上、お手元に配布いたしておりますので、ご了承願います。

これより、議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日一日限りといたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石堂正章君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日限りと決しました。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、本会議規則第77条の規定により、議長において、2番荒井裕子議員、3番大内康司議員、4番鈴木洋二議員を指名いたします。

日程第3、報告第1号から日程第5、議案第5号を一括して議題といたします。

あらかじめ、お願いいたします。説明・質問及び答弁にあたっては、議席で起立のうえ、簡潔明確に発言され、会議の円滑な進行にご協力願います。

それでは提出者から、提案理由の説明を求めます。

企業長。

○企業長（宗形充君）

本日ここに、公立岩瀬病院企業団議会6月定例会が招集となりましたところ、議員の皆様方には、何かとご多用の中、ご参集をいただき誠にありがとうございます。

今期定例会におきましては、ただ今議題となりました報告議案2件を含む、議案3件について、ご審議をいただくこととなりますが、提案理由の説明に先立ちまして、前定例会以後の病院事業について、主なものをご報告申し上げます。

はじめに病院運営の根幹となる医師体制についてであります。

今年4月より、外科と、泌尿器科に、新たに部長職の医師が着任し、それぞれ増員となりましたが、外科領域の化学療法科部長が4月末日をもって退職しております。

また、卒後初期臨床研修医は、当院で新たに2年間研修する者3名と、当院と他院とで1年間ずつ研修を行う、いわゆる「タスキ掛け研修」医、3名を受け入れており、2年目の研修を継続する1名と合わせて、研修医は合計7名となりました。

これら研修医を加えた常勤医師数は38名体制となっております。

次に、病院組織体制の強化といたしまして、今年度より、副院長を従来の医師2名体制から、新たに看護部から1名を副院長として増員をし、3名体制といたしました。

院内各部署の組織横断的な連携と、職員同士が信頼関係のもとに、良質な医療を提供できるよう、新たな体制で臨んでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策であります。

県内では、これまでの陽性患者数が、本年5月には6万人を超えておりますが、先月の後半からは、陽性患者数が前の週を下回る報告が続くなど、本年1月から長期的に続いてきた感染の波が、減少傾向を示してきております。

当院の入院患者の実績といたしましては、令和3年度末までの受入累計数が493名となっており、本年度に入り、500名を超えております。

無症状や症状の軽い方は、自宅や、宿泊施設での療養とする方針になったため、当院の受け入れ事例も、要介護度の高い高齢者や、出産を控えた妊婦など、緊急時の対応を含め、対応の難易度が高くなっている印象です。

また、ワクチン接種につきましては、当院会議室を会場とした集団接種の運営に協力し、医師や薬剤師、看護師なども対応に当たっているところです。

当院は現在も、20床を感染症専用病床としておりますが、元来、第2種感染症病床指定医療機関として、県内6病院の一つとして指定されており、今後、感染の状況が落ち着いた段階では、感染症病床を一般の病床に戻す調整なども想定されま

すが、県の感染症対策の医療体制の中で役割を果たしていく考えであります。

次に令和３年度の病院事業会計 決算見込みについて申し上げます。

３年度実績として入院患者数は、６３，６０５人、前年度比１，２８５人の増、病床稼働率が６２．５％となり、外来患者数も、９６，０２４人、前年度比１０，７６９人の増となり、それぞれ前年度実績を上回る結果となりました。

また、新型コロナウイルス感染症患者受入れ増が、診療報酬上の評価につながり、平均診療単価を押し上げる効果を発揮するなどしたことから、入院収益の決算見込額は、３３億５，７００万円余となり、前年度との比較では、３億２，８５４万円ほどの増となりました。

一方、外来収益決算見込額も、１３億２，７１０万円余となり、前年度との比較では、こちら１億１，１７５万円余の増となっております。

この結果、医業収益の合計額は、前年度比、４億７，０１４万円余り増の、５６億２３７万円余となったところです。

一方で、医業費用決算見込額は、患者数の増加などに伴う変動費が増加したほか、感染症対応手当や職員の処遇改善などの給与費も増額しており、前年度比、２億４，５５６万円余の増となる、６２億２０万円余となりました。

医業損益段階では、前年度からは、２億２，４５８万円余り改善したものの、５億９，７８２万円余の損失計上となりました。

医業外損益では、１億６，８８５万円余の収益を見込んでおり、これを加えた経常損益段階では、４億２，８９６万円余の損失となり、前年度に続く大幅な損失計上となる見込みです。

なお、今期決算では、前年度と同様に、感染症対応の空床保障などの補助金を、特別利益として１０億９，７１８万円余り計上することとしているほか、退職した職員に支給された退職手当に対して、実際に福島県市町村総合事務組合に負担金として納付した額が大きかったため、その差額分を含め退職手当引当金の調整が３億円を超えるなどしたことから、特別利益として１４億３，８８１万円余を計上することとなりました。

これらを合わせた最終の年度純損益は、１０億を超える利益計上のかたちとなる見込みであります。

なお、令和３年度決算につきましては、今後、公認会計士の意見を伺った上で、

監査委員による監査を経て、企業団議会 9 月定例会に提出することとしております。

当院を取り巻く医療環境は、引き続き厳しいものがありますが、公的基幹病院として、地域医療の中で役割を果たして参りたいと考えております。

以上、病院の現状について主なものを申し上げましたが、今期定例会には、報告 2 件、議案 1 件の併せて 3 件を提案しております。

提出議案に係る提案理由につきましては、事務長から説明申し上げますので、慎重にご審議のうえ、速やかに議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石堂正章君）

事務長。

○事務長（塩田卓君）

只今議案となっております、報告第 1 号、報告第 2 号及び議案第 5 号について、提案理由をご説明いたします。

まず、報告第 1 号であります、令和 3 年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算の繰越しについてであります。こちらは、令和 3 年度予算のうち、建設改良費の一部につきまして、翌年度に繰り越して使用することとしたもので、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により議会に報告するものです。

詳細につきましては、報告第 1 号の裏面、繰越計算書をご覧ください。

1 款、資本的支出、2 項、建設改良費の中の、医療機器整備事業の予算計上額、3,695 万 4 千 19 円を、翌年度、令和 4 年度に繰り越して使用するもので、購入を予定している医療機器は、手術室と泌尿器科で使用するそれぞれの内視鏡システム一式であります。

半導体の世界的な不足などの影響により、年度内の購入手続きの完了が困難となったものです。

なお、財源といたしましては、企業債を申請しており、本予算の繰越についても協議済みとなっております。

次に、報告第 2 号、令和 3 年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算継続費の逡次繰越しについてであります。こちらは、令和 3 年度予算のうち継続費について、翌年度に逡次繰越して使用することとしたもので、地方公営企業法施行令第 18 条の 2 の規定に基づき、議会に報告するものです。

報告第 2 号の裏面の継続費繰越計算書をご覧ください。

令和３年度と令和４年度に継続費として設定いたしました、１款、資本的支出、２項、建設改良費の中の医療機器整備事業、具体的には、電子カルテなどの医療情報システム更新事業につきまして、継続費の総額を５億円と設定しておりますが、令和３年度には支払い義務が発生しておらず、その残額となる５億円、全額を、翌年度、令和４年度に通次繰越するものです。

なお、こちらの事業の財源といたしましては、令和４年度の企業債の起債を予定しております。

次に、議案第５号、公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてであります。こちらは、健康保険法第７６条第２項及び高齢者の医療の確保に関する法律第７１条第１項の規定に基づき、診療報酬の算定方法の一部が改正され、令和４年４月から、産科婦人科領域の不妊治療が保険適用となったことから、当院の使用料及び手数料条例で、自費、自己負担額として設定しておりました、人工授精料を削除するものです。

議案第５号、裏面の新旧対照表をご覧ください。

右側 旧条例の記載内容の中の、７ 産科・婦人科診療の中の、（７）人工授精料、金額、１回につき、２２，０００円を削除し、以下の項目を繰り上げるものです。

報告第１号、報告第２号及び議案第５号の議案３件につきまして、提案理由を説明させていただきました。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○議長（石堂正章君）

これより、報告第１号「令和３年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算の繰越しについて」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

４番鈴木議員。

○議員（鈴木洋二君）

内視鏡システム一式の主要機器が３年度の納入が困難のため、予算の繰越しということであるが、今年度の納入見込みについて伺いたい。

○議長（石堂正章君）

ただ今の４番鈴木議員の質疑に対し、当局の答弁を求めます。

事務長。

○事務長（塩田卓君）

年度内には納入完了となるという報告を受けており、年度後半の納入を見込んでおります。

○議長（石堂正章君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて、質疑を終結いたします。

本件については、これにてご了承願います。

○議長（石堂正章君）

次に、報告第2号「令和3年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算継続費次繰越しについて」についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて、質疑を終結いたします。

本件については、これにてご了承願います。

○議長（石堂正章君）

次に、議案第5号「公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

1 番溝井議員。

○議員（溝井光夫君）

人工授精料について4月の診療報酬改定での変更ということなので、本来なら3月議会定例会で提出して改正すべきであったはずだが、3月議会定例会に間に合わなかった理由について伺いたい。

○議長（石堂正章君）

ただ今の1番溝井議員の質疑に対し、当局の答弁を求めます。

医事課長。

○参事兼医事課長（有賀直明君）

ご指摘のとおり3月議会定例会で提出すべき議案でありましたが、診療報酬改定の情報開示が遅かったこともあり、3月議会定例会には間に合わないという判断となり、6月議会定例会にて提出しております。

○議員（溝井光夫君）

それでは4月からの3か月間の条例の位置づけについては、どのような考え方となるのか伺いたい。

○議長（石堂正章君）

ただ今の1番溝井議員の再質疑に対し、当局の答弁を求めます。

医事課長。

○参事兼医事課長（有賀直明君）

当院の使用料手数料条例よりも健康保険法が優先されるため、健康保険法上の診療報酬点数表を準用して算定するという考え方ではありましたが、4月以降に該当患者はいませんでした。

○議長（石堂正章君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて、質疑を終結いたします。

○議長（石堂正章君）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて、討論を終結いたします。

○議長（石堂正章君）

これより、議案第5号「公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石堂正章君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和4年6月公立岩瀬病院企業団議会定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

令和4年6月27日 午後2時22分 閉会